

別紙

記録写真撮影基準

1 撮影方法等

- (1) 記録写真は、作業前・作業中・作業後の状況等が明確に判読できるように、同一位置、同一方向から対比できるように撮影すること。
- (2) 記録写真は、撮影表示板を入れて撮影すること。なお、撮影表示板には、件名、作業地（地番等）、作業内容および状況（作業前・作業中・作業後）を記入すること。
- (3) 記録写真は、作業地ごとに撮影すること。作業地の面積が10ヘクタールを超える場合は、10ヘクタール当たり1箇所、10ヘクタール以内の場合は1作業地につき1箇所とすること。
- (4) 準備作業および安全管理の状況について、その状況が明らかになるように必要な時点で撮影すること。（保護具の使用、安全帯の装着等安全対策を講じている場面や準備体操等の写真）
- (5) その他

ア 写真はカラーとし、大きさはL判（89×127ミリメートル）程度とすること（普通紙への印刷可）。

イ デジタルカメラを用いて撮影する場合は、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能・精度を確保できる撮影機材（有効画素数100万画素以上）を用いること。ただし、事故・災害等緊急にその状況を報告する必要がある場合は、この限りではない。

2 撮影後の処理

(1) 作業記録写真帳

ア 受注者は、撮影した写真を整理した上で、作業記録写真帳を作成すること。

イ 写真帳の大きさは、A4判を標準とすること。

ウ 受注者は、写真帳に、件名、作業番号、契約番号、契約年月日、契約期間および受注者の氏名を記載した表紙を付けること。

(2) 写真の整理

ア 受注者は、写真撮影後、速やかに撮影箇所ごとに作業の進行順に整理し、余白にはその作業の内容等の説明を記入すること。

イ 受注者は、撮影箇所ごとに作業地の位置図を付し、撮影箇所と写真が対比できるようにすること。

3 その他

(1) 提出部数は、作業記録写真帳として整理し紙媒体により業務完了報告書の添付書類として1部提出するものとする。

また、次の(2)により作業記録写真帳に用いた電子データを保存した電子媒体(CD-R等)を検査時まで1部提出するものとする。

(2) 電子媒体による作業記録写真の撮影・整理を行う場合は以下によること。

ア 撮影方法は「1 撮影方法等」と同様とすること。

イ 撮影後の処理は「2 撮影後の処理」を参照し、作業記録写真帳を作成すること。

別表 記録写真撮影箇所一覧表

1 作業地（施業単位）規模別の写真撮影頻度

代表部の写真（作業前、作業中、作業後の3枚1セット）撮影箇所数は、作業地面積に応じて次のとおりとする

表 1

作業地面積	撮影箇所数
10ヘクタール以内	1箇所
10ヘクタールを超える場合	10ヘクタール当たり1箇所

+2 作業ごとの撮影項目等

作業等	撮 影 管 理 項 目					摘 要
	撮 影 項 目	撮 影 頻 度	時 期（作業）			
			前	中	後	
始 業 前 準 備	作業・安全の打合せ 使用器具等の点検 服装確認、準備体操	始 業 前		○		
下 刈 り	作業状況	同一位置、同一方向から撮影、箇所数は表1のとおり	○	○	○	
間 伐（代表部）	作業状況	同一位置、同一方向から撮影、箇所数は表1のとおり	○	○	○	
標 準 地 （フ ロ ッ ト）	作業状況 10m×10mの周囲をテープで囲む	同一位置、同一方向から撮影、箇所数は表1のとおり	○	○	○	作業前、作業後の本数を記載する
コ ン パ ス 測 量	実施状況	実施区域ごと		○		
G P S 測 量	実施状況 測量杭の設置状況と座 標 値	実施区域ごと		○	○	目印となる測点1点に杭を設置し座標値を記録する
牽 引 間 伐	作業状況	同一位置、同一方向から撮影、箇所数は表1のとおり	○	○	○	人家や道路等が映り込むように撮影する
風 倒 木 等 伐 採	作業状況 直径の計測	全木の撮影は不要だが、作業地ごとに撮影する	○	○	○	直径 22～40 cm
						直径 41～60 cm
						直径 61 cm 以上
作業案内板	設 置	設置作業の前・中・後を撮影 撤去も同様	○	○	○	
	撤 去					
※その他の付帯作業	作業状況	同一位置、同一方向から撮影する	○	○	○	

※その他の付帯作業とは、作業道設置、景観間伐、列状間伐、支障枝剪定、防護柵設置、土壌保全柵設置、緩衝帯設置、交通整理、クレーン等運転を言う。